

地域密着型サービスの区域外指定に係る同意の手順について

(他市の被保険者が伊勢原市の地域密着型サービス事業所を利用する場合)

1 必要性の検討

担当ケアマネジャーは、伊勢原市の地域密着型サービス事業所を利用しなければならない必要性等について関係者と協議を行い、別紙「地域密着型サービス区域外指定の同意・同意依頼に係る理由書について」を作成する。

2 保険者との事前相談

担当ケアマネジャーは、被保険者の保険者に対し伊勢原市への同意依頼の可否について事前相談を行う。(事前相談の手順や必要書類については各保険者に確認してください。)

3 伊勢原市への事前相談

保険者から伊勢原市に同意依頼することについて承認が得られた場合は、担当ケアマネジャーは、別紙「地域密着型サービス区域外指定の同意・同意依頼に係る理由書について」により利用の可否について伊勢原市に事前相談を行う。

4 伊勢原市への同意依頼

事前相談において、同意依頼することについて伊勢原市から承認が得られた場合は、保険者から伊勢原市に対し文書により同意依頼を行う。

5 保険者への指定申請

伊勢原市から、区域外指定の同意について文書により正式な回答があった場合は、利用を希望する地域密着型サービス事業所は保険者に対し指定申請を行う。

6 指定～サービス利用

保険者の指定日以降、利用を希望する他市の地域密着型サービスを利用することが可能となる。

※区域外指定には期間を要するため、同意を得られた場合でも希望する日から利用できるとは限りませんのでご注意ください。